

# 新潟県立三条東高等学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

本校では、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ対策のための組織として、「いじめ等対策委員会」を組織し、保護者、地域及び関係機関と連携しながら、様々な教育活動をとおした未然防止対策を行います。また、いじめが疑われる案件を把握した際には、いじめ防止対策推進法の規定に基づいて認知を行うとともに、早期解決に向け組織的・機動的に対応します。

いじめの認知時には、被害の大小にかかわらず、速やかに県教育委員会に報告し、連携して対処するとともに、必要な場合は所轄の警察署等の関係機関に通報し、支援を求めます。また、いじめ案件が解決した後、さらに毎年度末には、取組についての検証と見直しを行います。

また、以下に「三条東高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

## I 定義

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

### 2 いじめ類似行為の定義

県条例第2条2項

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

# 三条東高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

## II 組織的な対応に向けて

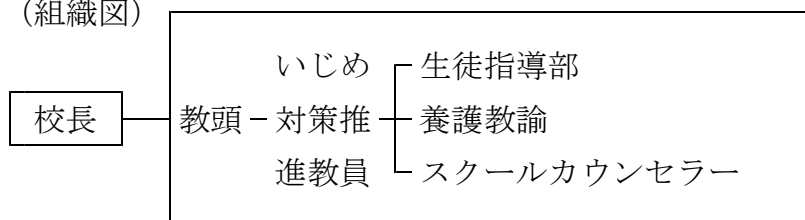
### 1 いじめ等対策委員会

(1) 校長は、いじめ問題の未然防止・早期発見、いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のため「いじめ等対策委員会」を次のとおり設置する。

#### ① 委員会の構成

- ・ 教頭を委員長、いじめ対策推進教員を副委員長として、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラーをもって充てる。

(組織図)



- ・ いじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、いじめに迅速に対応するため、いじめ等対策委員会の委員の中から、教頭、いじめ対策推進教員を中心とした5名程度の小委員会を早急に開き、対応方針を決定する。
- ・ 拡大構成員として当該事例に関係する学年主任、学級担任その他関係の深い分掌・委員会・教職員も会議に参加する。
- ・ 必要に応じて県教育委員会の担当者や外部専門家に参加・協力を依頼する。

#### ② 実施する取組

##### (ア) 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ 校内研修会の企画・立案

##### (イ) 早期発見対策

- ・ 要配慮生徒の把握と支援方法決定等
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの複数回実施と結果の分析・共有。
- ・ 情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有等。

### ③ 取組の改善

本委員会において、「新潟県立三条東高等学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

## (2) いじめが起きたとき、あるいはその疑いがある事案が発生したときの対応

### ① 実施する取組

#### (ア) 調査方法、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（被害者優先、複数の教員で丁寧・迅速に対応する）
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）

#### (イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、学年、学級への指導・支援
- ・ 被害者、加害者への指導・支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導・支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 県教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

## 2 校内研修

- (1) いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- (2) いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

## Ⅲ いじめの未然防止に向けて

### 1 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

### 2 いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中

にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

(1) 学級づくり及び学習指導の充実

- ① 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ② 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

- ① 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ② 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

(3) 特別活動の充実

- ① 特別活動の特質である望ましい集団活動をとおして、人間関係を築く力を育てる。
- ② 生徒会活動において、「いじめ見逃しゼロスクール運動」等への参加をとおして、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

(4) 人権が守られた学校づくりの推進

- ① 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面をとおしてしっかり指導する。
- ② 人権教育・同和教育学習を活用して生徒・教職員ともに人権感覚を磨き、自らの言動が他の人を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導する。
- ③ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- ④ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(5) 保護者・地域との連携

- ① P T A総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ② 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ③ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

### 3 指導上の留意点

- (1) 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識に基づいた発言をしない。
- (2) 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切な生徒理解の上で指導にあたる。

### 4 ネットいじめへの対応

- (1) 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用は、別途本校が定める規則に基づいて指導する。
- (2) 教科情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
  - ① 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
  - ② SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
  - ③ 有害サイトにアクセスしないこと。
  - ④ なりすましメールなどの悪意ある情報発信をしないこと。
- (3) 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者の意識啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する問題について研修会を実施する。

## IV いじめの早期発見に向けて

### 1 早期発見のための認識

- (1) 些細な兆候であっても不審な点を見逃さず、早い段階から複数の教職員で情報交換をして、いじめを積極的に発見する。
- (2) 日頃から生徒とのコミュニケーションと信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

### 2 早期発見のための手立て

- (1) 教職員は生徒に努めて挨拶や気軽な声かけを行い、日常の何気ない会話の中から生徒の様々な悩みにかかわる工夫をする。
- (2) 毎朝の職員朝会で学級内の生徒の動向や、授業中の気になる生徒の情報を交換・共有し、学年全体で対応できる体制を整える。
- (3) 生徒との面談や保護者面談週間を活用して生徒の様々な悩みについて把握・解消に努める。
- (4) 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- (5) 保護者から寄せられた疑問や不安には、素早い調査とていねいな説明で対応し、

保護者の悩みを早期に解消するように努めるとともに、日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。

- (6) 学校以外にも外部機関のいじめ相談窓口があることを周知することにより、問題が埋もれたまま深刻化することを防止する。

## V いじめの早期解決に向けて

### 1 早期解決のための認識

- (1) いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- (2) いじめた生徒に対しては毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

### 2 早期解決のための対応

- (1) いじめ等対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- (2) 必要に応じ県教育委員会の指導・助言を受けるなど、外部専門家とも連携をとる。

### 3 生徒・保護者への指導・支援

- (1) いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を説明して理解を求める。
- (2) 双方の保護者に対しいじめの早期解決のための協力を求める。
- (3) いじめの解決に向けた対応方法については、いじめられた生徒及び保護者と十分話し合った上で決定する。
- (4) いじめた生徒からの聴き取りで具体的事実関係を明らかにするだけにとどまらず、なぜそのような行動をとったのか、理由と動機についても聴き取りを行う。
- (5) いじめ行為の理由・動機から背景にある問題を十分な考慮をした上で、いじめた生徒が自ら問題に気づくように注意深く指導を行う。

### 4 いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- (1) いじめは絶対に許されない行為であり、見て見ぬふりをすることがいじめを助長することを指導する。
- (2) 言葉による冷やかしやからかい、いじめ行為そのものであり、周囲ではやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- (3) いじめを止めさせることはできなくても、誰か大人に知らせよう勇気を持つように指導する。

## 5 ネットいじめへの対応

- (1) ネット上での生徒による不適切な書き込みを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ等対策委員会で情報を共有するとともに、当該生徒に直ちに削除をさせる。
- (2) 必要に応じて県教育委員会と連携しながら対応する。

## 6 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、県教育委員会の指導・助言を得ながら警察と連携して対応する。

## 7 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- (1) いじめが一定の解決をしたと思われる場合(約3ヶ月間苦痛を感じていない)でも、直ちに指導終結とは見なさず、双方の生徒の学校生活を継続的に観察していく。
- (2) 双方の生徒の人間的成長を目指して、対人関係能力を高めるように指導・助言を行い、双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

# VI 重大事態への対応

- 1 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- 2 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、学校全体で組織的に行う。
- 3 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- 4 いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- 5 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- 6 いじめ等対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

## いじめに悩んでいる生徒、保護者のみなさんへ

いじめについての相談・通報窓口は下記のとおりです。どんなことでもかまわないので、連絡してください。

### 学校の相談・通報電話

- 学校相談電話 0256-38-6461  
(担当者：いじめ対策推進教員 渡邊 祐司)

※担任、部活動顧問、話しやすい教員などでも結構です。

### 新潟県の相談・通報窓口

- 新潟県いじめ相談電話（毎日24時間、相談できます）  
025-285-1212
- 24時間子供SOSダイヤル（全国どこからでも24時間、相談できます）  
0120-0-78310（なやみ言おう）
- 新潟県教育委員会生徒指導課いじめ対策室（平日8:30～17:15）  
025-280-5124
- 県立教育センター  
☆電話相談（9:10～16:00 土、日、休日を除く）  
いじめ・不登校等悩み事相談テレホン……………025-263-4737  
☆来所相談・電話相談（9:00～17:00 土、日、休日を除く）  
県立教育センター教育相談…025-263-9029  
（来所相談・電話相談）

※他に法務局、警察、児童相談所、市町村などが相談窓口を開設しています。  
また、新潟県教育委員会では、電話だけでなくメールやLINEを活用した、生徒向けの相談窓口も開設し、随時案内しています。